

平成二十四年二月二十四日受領  
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一八〇第七七号

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員中島政希君提出八ツ場ダム建設事業における藤村修内閣官房長官裁定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島政希君提出八ツ場ダム建設事業における藤村修内閣官房長官裁定に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年十二月二十二日に藤村内閣官房長官が、八ツ場ダム建設事業に係る予算を平成二十四年度予算に計上するに先立ち、前田国土交通大臣及び前原民主党政政策調査会長に示した裁定（以下「官房長官裁定」という。）の内容については、御指摘の「現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。」、「ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。」、「八ツ場ダム本体工事については、上記の二点を踏まえ、判断する。」の記述と相違はない。

二について

平成二十二年度に開始した全国のダム事業の検証における国土交通省の対応方針として、八ツ場ダム建設事業については、前田国土交通大臣が、平成二十三年十二月二十二日に「継続」するとの対応方針を決

定し、同日、その旨を群馬県長野原町長等へ伝えたところである。

### 三について

前田国土交通大臣は、官房長官裁定に示された、「一、現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。」、「二、ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。」、「三、八ツ場ダム本体工事については、上記の二点を踏まえ、判断する。」について、適切に対応することとしている。

### 四について

御指摘の「報道」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十三年十二月三十日付けの東京新聞の朝刊において、八ツ場ダム建設事業に係る予算執行に関する報道があったことは承知している。

また、御指摘の「（問）その二項目が成立した段階で、予算を執行するということですか。（答）そういうことになりました。そういう裁定が示されたわけですから。」との記述については、平成二十四年一月

六日の記者会見における前田国土交通大臣と記者とのやり取りの一部と相違はない。

なお、当該記者会見において、記者の「予算執行の前提は、河川整備計画の策定が前提になるのか、それとも、計画をスピードアップさせつつ、予算執行もしていくということになるのでしょうか、お考えをお願いします。」という趣旨の質問に対し、同大臣は、「最終的には、担務の大臣がこの二つの示された官房長官の裁定をきちんに対応できているかどうかを判断して、ということになるかと思えます。」と答えました。

#### 五の1について

政府としては、前田国土交通大臣が、平成二十三年十二月二十二日に群馬県長野原町長等を始めとする地元の方々に対し、八ッ場ダム建設事業について「継続」するとの対応方針を決定したこと及びそれまでの経緯に関するおわびの心情を伝えた際に、同大臣は、「官房長官裁定の二項目のクリアが条件である。」との説明は行っていないものと承知している。

#### 五の2について

八ッ場ダム建設事業については、官房長官裁定を踏まえ、国土交通大臣が適切に対処することとしてい

る。